

令和 5 年 3 月

橋本市教育委員会定例会会議録

令和 5 年 3 月 24 日

教育委員会定例会会議録

開催日時 令和 5 年 3 月 24 日（金） 午後 3 時 00 分～

開催場所 教育文化会館 4 階 第 5 展示室

出席者 教育長職務代理者 中尾 悦子
委 員 田中 敬子 藪下 純男 吉田 元信
教 育 長 今田 実

出席職員	教育部長	堀畑 秀明	教育総務課 課長	浦 貴則
	学校教育課 課長	森口 伸吾	生涯学習課 課長	萱野 健治
	中央公民館 館長	大西 基夫	教育総務課	
	参事	阪口 浩章	課長補佐	中林 正
	給食センター		教育総務課	
	センター長	井上 恵二	企画総務係長	小西 啓介

1 開会

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報 告 事 項

報告第 1 号 教育状況について

報告第 2 号 令和 5 年度当初予算について

5 付 議 事 項

議案第 1 号 橋本市社会教育関係団体認定規則の一部を改正する規則について

議案第 2 号 橋本市立学校準公金取扱規定の制定について

議案第 3 号 橋本市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について

6 その他

協 議 事 項

連 絡 事 項

教育長 皆さんこんにちは。
本日の出席は 5 名で、全員です。これから、3 月定例会を開会します。
前回の会議録の承認について、中尾委員、お願いします。

中尾委員 正確に記載されていたことをご報告いたします。

教育長 ありがとうございます。
次に、今回の会議録署名委員は、吉田委員にお願いします。

吉田委員 わかりました。

教育長 報告第 1 号教育状況について、私から報告します。
3 月 1 日に、大変ショッキングな報道がありました。中学校に 10 代の少年が刃物を持って侵入。テストを行っていた教室に入り、その場にいた 60 代の教員を切りつけてけがをさせ、警察に逮捕されたという事件です。
大阪教育大学附属池田小学校の事件以来、学校への侵入事案は後を絶っていません。ハード整備、警備員の配置を行っていても事案は起きています。
一方で、社会に開かれた学校、地域や保護者との協働を進めている中でのこのような事案は、児童生徒、そして保護者に不安を抱かせるものです。
学校では、防犯を目的とした訓練を実施したり、警察に巡回を依頼したりするなどの対応を行っていますが、完全に防ぐことは難しく思います。子どもたちの命を守るために、教職員をはじめ地域の大人の意識を今以上に高めることが重要であると考えます。3 月 8 日に開かれた、橋本市学校警察青少年センター連絡協議会、いわゆる学警青においても、このことに触れ、それぞれの立場から協議を深めてもらいたいとお願いしたところです。今後も、教育委員会として防犯意識向上の取組みを進めていきたいと考えています。
次に、第 17 回橋本市公民館まつりについて報告します。3 月 4 日から 5 日にかけて行われた今年度の公民館まつりですが、各公民館の作品展、ものづくりと体験コーナー、囲碁・将棋大会、フリーマーケット、サークル発表会、話そう橋本、人形劇の広場などが行われました。残念ながら、模擬店のコーナーは新型コロナの感染対策のため中止を余儀なくされました。
作品展では、日頃公民館で活動されている方々の力作が展示され、文化の高さと活動のエネルギーを感じることができました。サークル発表会では、発表の場の大切さと共に心揺さぶられる発表で人と人とのつながりや共感の大切さを感じることができました。話そう橋本では、19 組、21 名の方の発表があり、生活の中から、社会情勢の中から、自分の体験から、学校の学習からなど、テーマは様々でしたが、質の高い学びをされている様子が伝わってきました。コロナ禍の今だからこそ、「今、大切に思うこと」を表現し、伝え合うことの大切さを感じることができまし

た。ピックアップしての紹介で全ての活動についてお伝えできませんが、橋本市の生涯学習において、公民館の役割の重要性を改めて感じることができました。

事業実施にあたっては、公民館の運営委員さんをはじめ多くの方々の支えがあって成り立っています。参画いただいたすべての方々に感謝申し上げます。

次に、橋本市立小・中学校の卒業証書授与式、県立高等学校の入学選抜について報告します。

中学校の卒業証書授与式は3月7日、小学校は3月17日に行われました。今年度の卒業生数は、小学校が470名、中学校が412名でした。今年度は、マスクの取扱いについて制限がなくなり、各個人の意思を尊重する形となりました。全ての学校において混乱なく実施することができたと報告を受けています。また、入学選抜については、今年度も近隣の県立高等学校では、定数割れの状況があったこともあり、全ての生徒が希望する県立高等学校に合格することができたと報告を受けています。

次に柱本幼稚園の閉園式について報告します。昭和23年開園以来、地域の幼児教育や地域のコミュニティ形成の一翼を担ってきた柱本幼稚園が3月31日をもって75年の歴史に区切りをつけることになりました。3月22日に、園児、教職員、保護者、そして地域の方々や園の活動を支援してくださっているの方々、歴代の園長ら来賓が出席して、閉園式が執り行われました。

園長から、長年に渡る柱本幼稚園へのご支援に対する感謝の言葉から、柱本幼稚園は地域の方々に愛され支えられてきたことがひしひしと伝わってきました。また、地域の方々を代表しての祝辞にも、柱本幼稚園、そして園児との交流のエピソードが紹介され、涙する場面もありました。園児から、園の活動を支援してくださっている方々に、感謝の言葉と花の贈呈があり、園児との強い絆ができていた様子を感じることができました。

3月31日をもって閉園という形にはなりますが、これまで培われてきた柱本幼稚園の教育実践や地域に愛されてきた柱本幼稚園への思いは、新しいこども園へと引き継がれていくものと思います。

75年間にわたり、柱本幼稚園の教育に関わられた先生方、保護者の方々、地域の方々をはじめすべての方々に、改めて感謝申し上げます。

以上で教育状況について、報告を終わります。

このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。

中尾委員

公民館まつりのことを紹介してくださったのですが、私も公民館サークルで、1日目の午前中に当番として行かせていただきました。3年ぶりで、9時には居ましたが、9時から本当に活発にたくさんの方が来られていたことにびっくりしました。そして、2日目ですが先程教育長さんからもお話がありました「話そう橋本」というプログラムですけれども、2階の大ホールでありまして、小学生と中学生が今思うことを発表されます。私は毎年それがあるときは、楽しみに聞かせていただいています。

大人が心を打つようないろんな分野から、児童・生徒が発表されています。そのことに関して、大人はほとんどが関係者の方、おうちの方とか、学校の先生とか関

係者ばかりです。私は、もっと一般の大人の人が聞いてくださったら良いのになと
いつも思いながら聞かせてもらっています。3 階、4 階は一般の大人の人が結構入
っていますが、2 階でそういう素晴らしい発表してくださっているということを知
らない人が多いと思いますので、一般の大人の人も是非聞いていただきたいなと
毎年感じております。

教育長

ありがとうございます。

本当に子どもたちの発表の内容を聞いていると、今日は「話そう橋本」の話をさ
せてもらいましたが、それ以外にも何かのテーマで作文を書いた内容とか、発表を
聞かせてもらおうと、ここのところ本当にそういう表現力というのが付いてきている
様子がその都度感じられます。非常に嬉しいことですし、それだけ学校でもいろん
な指導をしてくれている、今までとは違う教育のあり方が少しずつ外に出てきてい
る様子を感ずることができているのかなと私も思います。是非、広くひろめられる
ように、また考えていきたいと思います。ちなみに「話そう橋本」は、発表だけで
はなく、冊子にもして文字にも起こしております。それをまた配布する予定をして
おりますのでお知らせください。

他にありませんか。

田中委員

校門の開放について、開放的に皆さんが行きやすいように地域にも開放してとい
うことで、したいけれどもこういった悲しい事件が起きると防犯の面がやっぱり気
になります。でもやっぱり、地域の方には閉めていたとしても、入ってもらいやす
いような環境を作っていただいて、みんなで見守っていただく防犯というのも続け
てしてもらったら良いなと思い、話を聞かせてもらって思いました。できるだけ、
防犯ばかりじゃなくて開放の方を押して、明るい学校にして欲しいなと思います。

教育長

池田の事件以来、それまではどちらかというと避難訓練といえば火災とか、地震
とかでしたが、今はもうどこの学校でも防犯に特化した訓練をしてくれています。
そういった訓練だけではなく、日頃から校内に入ってきてくれた人に対して職員が
どう関わっていくか、習慣化することがすごく大事な点かなと思いますし、そうい
ったことの専門家の意見なんかも聞いていると意図して入ってこようとする人、入
ることを防ぐというのは難しい。だから、入ってきた時にその職員がどう関わろう
としていくかということ、それを訓練していくことがこれからの防犯では一番求め
られることと言われています。私もそこはすごく大事だと思います。やっぱり声を
掛けるとのこと、どんなふうに声を掛けるのか、そういったことも含めて訓練し
ていく必要がある、研修していく必要があるかなとそんなふうに考えます。

合わせてやっぱり田中委員言っていただけるように、「協働のまちづくり」とし
ていますので、そこのところは進めていくことはやっぱりしていきたいとそんなふ
うに思います。これは学校の職員だけと違って地域の方々にも協力をしてもらい、
その防犯意識の高い地域づくりを考えていくことが、ひいては学校の安全対策にも
繋がるかと思いますので一体的にやっぱり取り組んでいく必要があるかなと思い
ます。

他にありませんか。

ないようですので、これで報告第1号を終わります。

次に、報告第2号に入ります。

報告第2号令和5年度当初予算について、報告をお願いします。事務局から説明願います。

教育総務課

企画総務係長

令和5年度当初予算について、抜粋してご説明させていただきます。資料の2-2をご覧ください。まず令和5年度の予算額として、教育総務費から保健体育費まで合計30億2,782万2,000円を令和5年度の予算として計上しております。こちらの方に加えて、令和4年度に3月補正という形で繰り越しをしている予算もございますので、それも含めて来年度の事業計画を立てております。その内の主なものとして小学校の大規模改修費8億1,148万2,000円。こちらは城山小学校の長寿命化改修工事、紀見小学校の外部改修工事、紀見小、隅田小、高野口小、応其小学校特別教室の空調、そして照明のLED化工事や恋野小のトイレ改修工事を対象としております。

続きまして、授業支援システム及びICT支援員配置事業として2,481万6,000円計上しています。こちらは授業の準備や進行補助、評価等を行う授業支援システムを導入していることとGIGAスクール端末の使用に関してICT支援員さんを配置しているという事業になります。続きまして岡潔の数学体験館設置事業、こちら仮称になりますが、3,110万円予算として計上しています。こちらは、岡潔博士の偉業を伝えるために、数学体験館として柱本小学校内に設置するための予算です。令和6年度開館予定という形になりますので、令和5年度中に柱本小学校内に設置という形になります。

続きまして、公民館郷土資料館新築事業として8億8,186万3,000円計上しています。こちらは紀見小学校跡地のところに公民館、郷土資料館を新築するという事で、公民館部分については令和6年度開館、資料館部分については令和7年度開館ということでそのための施設の建築工事の計画を立てております。

最後に挙げておりますのが、新紀見地区公民館館内器具購入事業ということで1,200万円上げています。こちらは令和6年度の開館に向けて事務用備品や図書室の備品等の購入代金として1,200万を計上しています。抜粋したものは以上です。

教育長

報告が終わりました。

このことについて、ご質問・ご意見はありませんか。

田中委員

ICTの予算がついて、子どもたちにも先生にも嬉しい予算だと思います。

業務内容について、どれぐらいのことをしていただいて、どういった効果があったのかということをお聞きしたいのと、先生が多忙ですので業務の軽減に繋がっていくのかと思うのですが、新年度になったらその業務内容について、また改めてお手伝いしていただける内容を再度また先生方にお示ししていただいたらいいのかなと思うので、質問させていただきます。どういった感じで、今は先生方に業務内容をご提示されていますか。

学校教育課 課長

まず今年度で2年目になります。それで月2回行っていただきまして、ICT支援員が来てくれる日までに、学校の先生はこんなことしてもらいたいとか色々考えて、来てもらったらその時にICT支援員の先生と打ち合わせをして、授業づくりであるとか、もちろん操作の時に授業に入ってもらってうまくいかなかった時は、子どもについてもらったり、先生にアドバイスしてもらったりという状況で毎月委託先から「こんなふうに活用した。」という報告もいただいております、うちで確認しています。

業務内容につきましては、ICT支援員さんは委託しておりますので、基本先生方が「これして、あれして。」という指示はできないことになっております。あらかじめ、このような業務ができるというものを一覧にして学校に渡しております。これは校長会でも周知して、こんなふうに活用できるということでお示しをさせていただいております。以上です。

田中委員

折角予算を取っていただいているので、強力な助っ人になってくださったら良いなと思ったので、依頼しやすいようにそういったものが先生方に配られているのは良いことだと思います。

また、合わせて学校図書の司書さんのお手伝いしていただけるようなことも、また先生にお示ししていただいたらいいのかなと思います。以上です。

学校教育課 課長

司書さんの任務については、こんなことが学校の先生から司書さんに頼めますよというものはお示ししてないのですが、司書さんにはこのような任務があるということでお示しはしております。

司書さんの配置につきましては、やっぱり読書活動の推進ということが大きな目的になっておりますので、司書さんが主体となって学校のために子どもたちのためにいろいろな活動をしていただくことになっております。もちろん大事なのは、先生方とかボランティアの方とのコミュニケーションが大事になってきますので、その辺りはなかなか先生方も授業がありますので、常に「こんなお願いがあります。」ということができないので、ノート等で「今日ここまでやりました。」とかということで交換ノートみたいなのも利用して、先生との連絡を取ったりしているところです。あくまでも先程も申しましたが読書活動の推進になっておりますので、司書さんが主体となってお仕事出来るように、またこちらからもきちっと先生方のニーズも聞いてしていけるように、話をしていきたいと思います。以上です。

田中委員

見せいただくと、やはりすごく図書整備、本の陳列等はすごく綺麗にしてくださっていて、感じるのがなかなか先生方との交流が少ないように私は感じています。授業で使うものは教科書であったりすると思うのですが、今こんな感じの授業をしていますというようなことがあれば、それに近いような本を陳列していただくなり、また小学生だったら教室に置いていただくなりすれば、もっと図書の推進が出来るのかなと思いますので、また、司書さんも先生も仕事の負担が増えるという意味ではなくて、交流出来るような、意思疎通が出来るような環境があれば良いなと思うので、また考えていただければと思います。

学校教育課 課長 ありがとうございます。定期的に司書さんと担当指導主事が入って、打ち合わせをする機会を取っております。本来委員さんが言われたようにそれが目的ですので、そこでどんどん積極的にコミュニケーション取ってやっていくようにということでお話ししてやっていきたいと思います。以上です。

教育長 他にありませんか。

吉田委員 郷土資料館の新築事業計画ということで出していただいています、実際その郷土資料館の中身について、恐らく他の委員会で検討していただいていると思うのですが、どこかの段階で進捗状況を公表していただければありがたいなと思います。

生涯学習課 課長 ありがとうございます。おっしゃるとおり展示内容につきましては、文化財保護審議会に特別部会を設けていただきまして、検討いただいて近々答申をいただく予定としております。また、基本構想にも答申をいただいて今回2回目の答申になるのですが、また運営に向けても運営にあたっての答申をいただきたいというふうに考えております。開いた後のことも含めて、文化財保護審議会で審議をしていただいています。

公表につきましては、今回予算がとおりでしたので、具体的に建設工事を進めていくということになります。地元の方、区長さん方をはじめ公民館の運営委員さん等には説明をしていきたいなというふうに考えています。展示内容につきましては、一旦案は出来ていますが、まだまだこれから固めていくということもありますので、こういうスケジュールで進むとか管理全体の構想とかそういったことは、情報開示を進めていきたいというふうに思います。

教育長 よろしいでしょうか。

吉田委員 あまり細かいことはいいんですけども、修正可能な段階でお話を話聞かせてもらったほうがいいと思います。やはり郷土資料館としてその時代に則している、それは当然委員の方がアイデアを出して検討していると思いますし、それで間違いないと思うのですが、やはり時代に即した形ということで展開されているのかどうか、そういうことも含めてどこかの段階で示していただければありがたいなというふうに思います。

生涯学習課 課長 この定例会でも内容を報告させていただきます。

教育長 他にありませんか。

ないようですので、これで報告第2号を終わります。

報告事項が終わりました。続いて付議事項に入ります。

議案第1号橋本市社会教育関係団体認定規則の一部を改正する規則について、を議題とします。

事務局から説明願います。

生涯学習課

課長補佐

橋本市社会教育関係団体認定規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。改正の新旧の改正後、改正前の対照表になっております。資料 3-9、3-10 が、それに続く変更後の改正後の様式になっております。3-4 から 3-8 が現在の規則となっております。

内容としましては資料の 3-2 を見ていただきまして、この社会教育関係団体認定規則ですけれども、現状この規則に基づいて社会教育関係団体を認定させていただいております。ご存知のとおり社会教育関係団体は、市の社会教育に関する事業を展開しておりまして、地域に開かれた活動を行っている団体です。ただこの数年間、コロナ禍により活動が停滞して、団体の高齢化に伴いまして、認定の基準の一つであります「団体の会員が原則として市民 15 名以上であること。」という認定の基準があるのですが、そこを満たすことが困難な団体が出てきています。認定をする際でもそれが懸案事項となっております。ただ、懸案事項ですけれども、今までも長年活動いただいていること、市の社会教育に貢献していただいていることを勘案しまして、文化の部では社会教育委員会議にて、スポーツの部ではスポーツ推進委員会にて認定をしていただいているところです。

今回認定の基準の改正案としましては、この社会教育関係団体認定規則の第 4 条第 8 号「団体の会員が原則として市民 15 名であること。」を緩和しまして、「団体の会員のうち市民が概ね 10 人以上であること。」として緩和したいと考えております。この改正案につきましては、先程申し上げました認定を行っていただいております、社会教育委員会議及びスポーツ推進審議会に意見聴取して、ご承認はいただいております。

また今回の規則改正に合わせまして、様式も 2 点ほど変えさせていただきたく思っております。様式は人数を書いていただく欄があるのですが、会員数全体とそのうち市外の方の人数を書いていただくことと男女別も合わせて書いていただくような様式となっておりますが、ジェンダーの観点から男女別のところを削除したいと考えております。もう 1 点は、提出先が橋本市教育委員会様と様付けになっておりましたので、あわせて『(あて先)橋本市教育委員会』と、他の規則、要綱、条例等に合わせた形での提出先の表記を変えさせていただきたいと思っております。以上です。

教育長

説明が終わりました。議案第 1 号について、ご質問・ご意見はありませんか。

中尾委員

以前から 15 名以上というのは苦しい団体もあると思ひまして、今回改正していただくことはとてもありがたいことだと思います。それから、人数の男女を書くのも日頃からちょっとおかしいと思ひておりました。70 人ぐらいの会が行っているところでは、男性か女性か把握してないような団体もあると思ひますので、それも別に男女関係なく人数だけ把握できたらいいのではないかなと思ひていましたので、これもありがたいことです。これは令和 5 年度から提出ということになりますか。

生涯学習課 課長補佐 令和５年度から適用したいと考えておりますので、次回の申請時にはこの形で申請いただけたらなと思っております。

中尾委員 ありがとうございます。

教育長 他にありませんか。
ないようですので、議案第１号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
異議なしと認めます。議案第１号は原案のとおり決しました。
次に、議案第２号橋本市立学校準公金取扱規程の制定について、を議題とします。
事務局から説明願います。

学校教育課 課長 議案第２号橋本市立学校準公金取扱規程の制定について、このことについて別紙のとおり委員会の議決を求める

令和５年３月２４日提出 橋本市教育委員会 教育長 今田 実

まず全文の読み上げにつきましては、事前に資料をお配りさせていただいておりますので省かせていただきます。このことにつきましては、令和３年度市の行政監査があり、学校の徴収金の管理については市内小・中学校での統一的なルールはなく、それぞれの学校が独自のルールにより管理しているのが現状であること、また、学校徴収金の会計処理については、各学校ともＰＴＡ会費、預かり金会計のいずれにおいても概ね適正に処理されていると認められたが、諸帳簿の作成であるとかその整理等や保管現金の管理について不十分な点があること、これらについては改善に取り組む必要があるとのご指摘がありました。

このことからこの規定に示しているとおり、学校徴収金に係る取扱規定というのを策定して、学校現場における準公金の取り扱いについてのルールづくりを進めるとともに、今後一層の適正な事務執行に取り組んでく必要があると考えております。なお先程申しましたが、現状学校それぞれで会計処理を行っていて、ルールが違いますので、細かい部分につきましてはこれから校長会等で勉強会を行って、統一したルールづくりを進めていきたいと考えておりますので、以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長 説明が終わりました。

議案第２号について、ご質問・ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第２号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。議案第２号は原案のとおり決しました。

次に、議案第３号橋本市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について、を議題とします。

事務局から説明願います。

教育総務課

課長補佐

橋本市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について、このことについて別紙のとおり委員会の議決を求める。

令和5年3月24日提出 橋本市教育委員会 教育長 今田 実

これにつきましてご説明させていただきます。市長部局で柔軟かつ迅速な行政運営の実現を図るために、令和5年4月1日から橋本市事務専決規程並びに市長の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任し及び補助執行させる規則が一部改正されます。それに伴いまして、この橋本市教育委員会事務専決規程の一部を改正いたします。資料5-2が改正する訓令となります。5-4からは参考資料としまして、改正前後の対比表、並びに5-8につきましては今の規程を載せております。

主な改正点は、支出負担行為に係る決裁が出来る範囲が拡大されます。具体的に申し上げますと、現在課長におきましては、100万円未満となっています。改正後は1,000万円未満と変わります。同じように部長の決裁権限が、現在200万円未満ですが、改正後は2,000万円未満となります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

説明が終わりました。

議案第3号について、ご質問・ご意見はありませんか。

ないようですので、議案第3号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

議案第3号は原案のとおり決しました。

続いて協議事項に入ります。

まず、委員の皆様からありませんか。

吉田委員

年度が終わりますので、西部中学校跡地で展開予定の日中文化芸術専門学校がその後どういう形になっているのか。要するに、西部中学校跡地を賃貸しながら、それが有効利用をされていないのであれば、非常に長い年度に渡っての契約になっています。少なくとも利用していただいてのことなので、現在の進捗状況を聞かせていただきたいので、お願いします。

教育総務課 課長

日中文化芸術学院の西部中学校跡地の利用ということで、この西部中学校跡地に設置予定の高野山文化観光専門学校という学校ですけれども、こちらの設置につきましては毎年12月頃に和歌山県に学校の設置の申請をして手続きを始めるということになるのですが、今年の期間での申請につきましては、日中文化芸術学院から高野山文化観光専門学校は、新型コロナウイルス感染症が終息しなかったということもありまして、外国人留学生の入国が長期に制限されていまして。その影響で入学定員に見合う学生を確保することが、非常に困難な状況であるということでこの12月の申請を、この申請を行いますと開校が令和6年の4月になりますが、この6年の4月の開校は見送ったという連絡を受けております。今後につきましては、学生を確保しまして確かな学校運営が出来るような経営戦略を立てまして、その上で早期に専門学校の設置を目指していきますという、そういう説明を受けていま

す。これに対しまして教育委員会としましては新型コロナウイルスのウィルス感染症の影響により学生の確保が困難であったという理由でありますので、この開校を延期したということはやむを得ないことということで、その上で令和4年度の貸付料も期間内にきちんと納付されているということから賃貸借契約が守られており、違約していないということから、引き続き専門学校設置に向けた動向について、法人から情報提供を受けまして指導していきたいと考えております。以上です。

吉田委員

もちろん賃貸借料がいただけるということは非常に大事なことだと思いますが、先程も言いましたけれども、賃貸している西部中学校跡地を有効利用していくということが大事だと思います。令和6年4月開校は見送られ、令和7年に向けて開校準備を進めるのであれば、どういう形での進め方をしているのか内容について聞いていただければと思います。先程から繰り返し言っているように、有効利用することを契約内容にうたっているとは思いますが。跡地としてそのままの状態であるというのは、やはりどこまで続けるのかなというような感じでやっぱり心配します。期限を切るというようなことは当初契約した内容から無理なのかその辺りも含めて、やはりどこかの段階で検討されたいのかなと思うのですが、その辺りはいかがですか。

教育総務課 課長

委員おっしゃられるとおり、有効活用をするということで事業提案を受けまして、契約をしているこの日中文化芸術学院ですので、やはりこの専門学校設置ということにつきましては、どのような学生の確保計画であるとかその目処をたてて、そういったところは情報提供を受けまして、早期の専門学校設置が可能になるのかどうか適切に判断していきたいと思っております。日中文化芸術学院につきましては理事長も含めまして、入学していただく学生の確保を一生懸命されているという連絡を受けておりますので、令和6年の4月の開校は見送った状況でありますけれども、7年の4月の開校に向けてどのような目処が立っているのかというところは、今後とも情報提供を受けていきたいというふうに考えております。以上です。

吉田委員

ありがとうございます。やっぱり連絡を何度か密に取っていただくっていうのは大事だろうなと思います。出来るだけ良い形で、跡地利用がされるように、進めていってもらえればありがたいなと思います。

もう1点ちょっとよろしいですか。旧給食センターの跡地、2ヶ所の処理が現状どうなってるか教えていただきたいです。

教育総務課 課長

2ヶ所の給食センター跡地につきまして、まず紀見にありました旧橋本学校給食センター跡地ですけれども昨年の夏に建物の解体は完了しました。こちらのほうにつきましては普通財産として市長部局の総務課に移管する予定でございます。ただ、建物は解体しましたが移管するにあたりまして、周辺の雑木とか雑草の片付けが更に必要になってきます。清掃をする段取りをしておりましたが、まだ出来ない状態ですので、処理しまして総務課に移管していきたいと考えております。

もう一つ、高野口にありました給食センター跡地ですけども、こちらは和歌山県福祉事業団に建物と土地を合わせて売却しております。この和歌山県福祉事業団で障害者の生活介護事業を展開していくと聞いております。現在そちらの事業を始めるための内部の改修工事に着手するために、今設計と工事費の金額の算出を行っているということを担当の方からお聞きました。以上です。

吉田委員 高野口給食センターの跡地は、当初の1回目の競売でそのまま決着したということですか。

教育総務課 課長 入札の手続きを行いまして、入札参加者を募集しました。ある一定の期間、設けまして募集しましたが、その期間内に参加申し込みされた方がいませんでした。ですので、入札は実施しておりません。そのあと期間を設けまして、申し込み順という形で募集したところ、この和歌山県福祉事業団さんが申し込みされましたので、そこと契約したという経過になっております。以上です。

吉田委員 そしたらこの紀見については今後、今説明していただいた周辺の雑木処理した後、入札が行われなければ、今の過程を踏むというような形でしょうか。

教育総務課 課長 総務課に移管されました財産につきましては、毎年入札会というところを開催しまして管理している物件を入札にかけるというふうに手続きをしております。
その期間内で売却できなかったものにつきましては、この物件がそこに該当するかどうかというのは総務課の判断になると思いますが、一般的に他の市有物件の売却の流れを見て言いますと、入札で売れなかった分につきましては先着順という手続きで売却しているという事務の流れになっています。以上です。

教育長 他にありませんか。
次に、事務局から何かありませんか。

給食センター
センター長 給食センターから学校給食の無償化を求める請願について報告させていただきます。お手元に別紙で学校給食の無償化を求める請願書をお配りしております。それでは報告します。去る3月9日の市議会本会議において付託された学校給食費の無償化を求める請願について審査するため、3月17日に文教厚生委員会が開催され、審査の結果、全会一致で採択されましたのでその概要を報告します。

紹介議員は堀内和久議員と阪本久代議員で、請願者は橋本の学校給食と子どもの健康を考える会会長 早瀬洋子さんです。請願の趣旨は、学校給食を通じた食育の推進及び子育て家庭の経済的負担の軽減により、子どもたちの健やかな成長を促進するため市に対し学校給食費を無償とすることを求めるもので、委員から当局に対し、無償化に必要な財源について質しがあり、就学援助による減免と職員分を差し引くと約1億6,600万円、就学援助分を加えると約2億円が必要となるとの答弁をしました。

次に当局に対し、給食費無償化に関する市の現状と方針について質しがあり、現状では経済的に支援を要する家庭など一定の要件に該当する場合は給食費を免除しているが、すべての児童生徒の無償化は現在のところ考えていません。ただし、今後、国や県の動向により活用できる補助事業等が設けられ、財源を確保することが出来れば検討したい。なお、令和5年度の賄材料費は前年度当初予算比2,262万円増額することで、物価高騰によって給食の質を低下させることのないようにする一方で、給食徴収金を上げることなく保護者の経済的負担の増加もしないよう対応しているとの答弁を行いました。また、2月24日請願者の会から給食費無償化の署名が市長宛に提出されており、署名数は6,028です。以上、報告を終わります。

教育長 このことについて何かありませんか。

田中委員 保護者としては無料にさせていただいたらありがたいなっていうのは本音です。でも、学校給食の質も、やっぱり守っていかないといけないなと思いますので、またその辺りも考えていただければと思います。

教育長 給食のことについては給食センター長からの説明にもありましたが、質を落とさないための賄い材料費の増額というのは、令和4年度にも補正予算を取っているもので、令和5年度についても増額しているということで対応していきたいと思っております。よろしく願います。この件についてよろしいでしょうか。
他にありませんか。

教育総務課
課長補佐 別紙でお配りしております、橋本市立学校適正規模・適正配置検討委員会条例につきまして、報告させていただきます。先月2月の定例会におきまして、報告第3号として報告させていただいた条例ですけれども、昨日閉会しました3月議会定例会におきまして、提案のとおり議決されましたので報告させていただきます。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。
他にありませんか。
続いて、連絡事項に入ります。
まず委員の皆様から何かありませんか。
次に、事務局からありませんか。

教育総務課
課長補佐 それでは連絡事項、来月の教育委員会の定例会につきまして日程の報告をさせていただきます。4月25日火曜日、午前9時30分から教育文化会館4階第5研修室で開催させていただきたいと思っております。以上です。

教育長 日程についてよろしいでしょうか。

そうしましたら、平成 31 年 4 月 22 日から二期にわたり、この 5 年 4 月 21 日までの任期中で橋本市教育委員会委員を務めていただきました、中尾悦子委員が 4 月 21 日をもって退任されることになりました。

二期、8 年にわたり橋本市の教育について大所高所からご意見をいただきましたこと誠にありがとうございます。中尾委員からこの後メッセージをいただきたいと思いをします。

よろしくお願いいたします。

中尾委員

失礼します。私は子育てをしながら、家の自営業しながら、家の仕事だけでは視野が広がらないとか、やっぱり女性も社会参加をしなければいけないじゃないかなと思ひながら、地域での公民館活動のサークル、それから PTA 活動などをしまして、その中で本当にいろんな人との繋がりができたり、情報交換できたりしたことが、とても自分の成長、人間としての成長に繋がったと思ひます。そういうのを続けながらどうしてもわからないこと、外から見た場合わからないこと、理解できないこととかありましたが、こういう場に出席させていただくことになりまして、行政の中の様子も勉強させていただくことになりました。それは私には、ありがたかったと思ひます。保護者として、地域の者として、行政の外から見ていたのと違って、中に入ってみますと学校教育にしてもとてもきめ細やかに対応して指導してくださっているということがよくわかりましたし、地域の行事とか、それから活動も、いろいろな連携をとりながら一生懸命に事務局で進めてくださっているということもとてもよくわかりました。そういう点では、本当にまた勉強させていただきと思ひます。本当に勉強させていただき、お世話になりました。感謝の気持ちでいっぱいです。

本当にありがとうございました。

教育長

これで、最後の教育委員会になります。

退任された後も橋本市は協働のまちづくりを進めるということで、いろんな取り組みをしておりますので、ぜひ今後とも地域の一人の方として、橋本市の教育、橋本市の行政にご指導ご鞭撻をいただきますようお願いいたします。本当にありがとうございました。

以上で、3 月定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

閉会 午前 4 時 13 分

署 名 委 員